

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和4年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	157,023
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,179,297

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業		
		特 定 財 源			一 般 財 源				
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他			
社 会 福 祉	社会福祉費	371,592	253,084			49,477	69,031	自立支援事業、地域生活支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業 など	
	老人福祉費	4,883			628	650	3,605	老人保護措置事業、在宅生活支援事業	
	児童福祉費	499,259	348,534			5,675	66,476	78,574	障害児支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業 など
	小 計	875,734	601,618	0	6,303	116,603	151,210		
社 会 保 険	介護保険事業	175,575	10,036			23,378	142,161	介護保険特別会計繰出金	
	国民健康保険事業	121,811	56,347			16,219	49,245	国民健康保険事業特別会計繰出金	
	小 計	297,386	66,383	0	0	39,597	191,406		
保 健 衛 生	保健衛生費	6,177	3,394			0	823	1,960	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業、健康増進事業 など
	小 計	6,177	3,394	0	0	823	1,960		
合 計	1,179,297	671,395	0	6,303	157,023	344,576			

※一般職人件費・一般事務費は除く。